

志摩市観光案内所手荷物一時預かり約款

本約款は、一般社団法人志摩市観光協会（以下「当会」といいます。）の「志摩市観光案内所手荷物一時預かりサービス」（以下「一時預かり」といいます。）に関するルールを定めるものです。お客様が本約款に同意されない場合、一時預かりをご利用いただくことが出来ませんので、ご了承ください。

1. 営業時間

当会は、志摩市観光案内所（三重県志摩市阿児町鶴方1670-2）の改札階に一時預かり所を設置し、一時預かり所の営業時間は9：00～17：00までとします。

2. 預入料金

1個につき700円
（縦+横+高さの合計が160cmまでで重量25kg以下のものに限る）

3. お預かりできないもの

一時預かりでは下記に掲げる物品は、お預かりできません。

- (1) 現金、小切手、手形、株券、その他有価証券
- (2) クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- (3) 精密機器
（パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話等）
- (4) 遺骨、位牌
- (5) 動物、植物、魚介類
- (6) 揮発性、または爆発物当の危険品及び化学薬品類等
- (7) 銃刀法剣類及び犯罪に供されるおそれのあるもの
- (8) 免許証、パスポート
- (9) 紙袋等の開封口が閉じないもの
- (10) 冷蔵商品、冷凍商品
- (11) 臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの
- (12) 法律で所持携帯を禁じられたもの
- (13) 価格（時価）が30万円を超えるもの
- (14) その他保管に適さないと認められるもの

4. 預入期間

預入時から当日17：00まで

5. 預入期間経過後の処理

- (1) 利用者が、4項に定める預入期間を経過しても手荷物をお引き取りにならず時間が超過した場合、追加で1回分（700円）の預入料金を頂きます。
- (2) 利用者が、手荷物をお引き取りにならない場合は、申込書に記載された利用者の氏名、住所宛に、利用者の費用負担にて送付致します。

6. 事故による責任

次の各号の場合は、手荷物の滅失、または毀損等の損害が生じても当方はその責任を負いません。

- (1) 3に掲げる物品への滅失、または毀損等の損害
- (2) 手荷物の性質による滅失、または毀損等の損害
- (3) 天災事変等の不可抗力による場合
- (4) 不可抗力による火災
- (5) 法令または公権力の発動による開封、没収、差押、または第三者への引き渡し
- (6) 利用者の故意または過失

7. 個人情報の取り扱い

一時預かりに際してお客様から取得した個人情報は、一時預かり業務以外には使用致しません。

8. 約款外の事項

本約款に記載のない事項に関しては、当会及び利用者の間で誠意を持って協議し、迅速な解決を図るものとする。

附則：本規約は、令和3年12月27日から適用します。